

平成 26 年

赤平市議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

5 月 16 日（金曜日） 午前 10 時 00 分 開 会  
午前 10 時 27 分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 281 号 専決処分の承認  
を求めることについて（赤平市税  
条例の一部改正について）  
日程第 5 議案第 282 号 平成 26 年度赤  
平市一般会計補正予算  
日程第 6 報告第 42 号 専決処分の報告  
について  
日程第 7 報告第 43 号 専決処分の報告  
について  
日程第 8 報告第 44 号 専決処分の報告  
について

- 出席議員 9 名  
1 番 向 井 義 擴 君  
2 番 太 田 常 美 君  
3 番 植 村 真 美 君  
4 番 竹 村 恵 一 君  
5 番 若 山 武 信 君  
6 番 五十嵐 美 知 君  
7 番 菊 島 好 孝 君  
8 番 北 市 勲 君  
9 番 獅 畑 輝 明 君

○欠席議員 0 名

○欠 員 1 名

10 番

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 281 号 専決処分の承認  
を求めることについて（赤平市税  
条例の一部改正について）  
日程第 5 議案第 282 号 平成 26 年度赤  
平市一般会計補正予算  
日程第 6 報告第 42 号 専決処分の報告  
について  
日程第 7 報告第 43 号 専決処分の報告  
について  
日程第 8 報告第 44 号 専決処分の報告  
について

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君  
教育委員会委員長 山 田 和 裕 君  
監 査 委 員 小 椋 克 己 君  
選挙管理委員会 壽 崎 光 吉 君  
委 員 長  
農業委員会会長 野 村 繁 君  
副 市 長 浅 水 忠 男 君  
総 務 課 長 町 田 秀 一 君  
企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君  
税 務 課 長 下 村 信 磁 君  
市 民 生 活 課 長 野 呂 道 洋 君  
社 会 福 祉 課 長 永 川 郁 郎 君  
介 護 健 康 推 進 課 長 斉 藤 幸 英 君

農政課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	片山敬康君
市立赤平総合病院 事務長	實吉俊介君

教育委員会	教育長	多田豊君
”	学校教育課長	相原弘幸君
”	社会教育課長	蒲原英二君

監査事務局長	大橋一君
--------	------

選挙管理委員会 事務局長	井波雅彦君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	栗山滋之君	
”	総務議事 担当主幹	野呂律子君
”	総務議事 係長	伊藤彰浩君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、平成26年赤平市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番向井議員、3番植村議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は5件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況でございますが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 議案第281号専決処分承認を求めるとについて(赤平市税条例の一部改正について)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第281号専決処分の承認を求めるとについて、赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、その一部が平成26年4月1日から施行されることとなりましたことから、赤平市税条例の一部改正が必要となり、平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

専決処分書。

赤平市税条例の一部改正について。

別紙について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決する。

主な改正内容といたしまして、浸水防止用設備、ノンフロン製品及び公害防止用設備に係る固定資産税について課税標準の特例措置の規定の追加や耐震改修が行われた一定の既存建築物に対する固定資産税の減額措置の創設などがございますが、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから3ページをご参照願います。附則第6条につきましては、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除につきまして規定してございますが、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、削除するとしたものでございます。

3ページから6ページをご参照願います。附則第6条の2につきましても特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除について規定してございますが、前条と同様単に課税標準の計算の細目を定める規定でありますことから、削除するとしたものでございます。

6ページから8ページをご参照願います。附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を規定してございます

が、今般特例期限を3年間延長することとして字句を改めるものでございます。

附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合を規定してございますが、浸水防止用設備、ノンフロン製品及び公害防止用設備に係る固定資産税について課税標準の特例措置の規定の追加等を行うものでございます。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定してございますが、耐震改修が行われた一定の既存建築物に対する固定資産税の減額措置の創設のため項を追加するものでございます。

8ページから9ページをご参照願います。附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について規定してございますが、適用期限を3年間延長するものとして字句を改めるものでございます。

附則第18条の2につきましては、都市計画税に係る法附則第15条第37項の条例で定める割合について規定してございますが、地方税法の附則第15条の改正に伴いまして項ずれが生じたことから、字句を改めるものでございます。

附則第18条の12につきましては、読みかえ規定でございますが、附則第18条の2の改正と同様条中に引用してございます地方税法の附則第15条につきましては今般改正され、項にずれが生じておりますことから、字句を改めるものでございます。

10ページから11ページをご参照願います。附則第21条及び附則第21条の2につきましては、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定してございますが、附則第21条につきましては旧民法第34条の社団法人及び財団法人から移行した移行一般社団法人等に係る非課税措置の開始により項の整理を行うもので、附則第21条の2につきましては条中に引用してございます地方税法の附則第

41条につきましては今般改正され、項にずれが生じておりますことから、字句を改めるものでございます。

改正附則でございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしたものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第4条につきましては、都市計画税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○6番（五十嵐美知君） おはようございます。ただいまの説明を聞いたのですけれども、なかなかこの法律用語という言葉がわかりづらく、理解に苦しんでおります。

そこで、ちょっとお聞きしたいのは、7ページ、ナンバー7のところなのですけれども、今回のこのことは国の環境対策と耐震改修促進のための税制上の支援策であると思っておりますけれども、ここで附則第10条の2及び第10条の3についてももう少しわかりやすく説明していただければと思いますけれども、この制度の内容と当市には該当する資産があるのかどうか説明をお願いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 税務課長。

○税務課長（下村信磁君） おはようございます。今ご指摘のとおり附則第10条の2、そして附則第10条の3につきましては、国の環境対策と耐震改修促進のための税法上の支援策なのでありますが、初めに第10条の2の改正につきましてご説明申し上げます。

この制度につきましては、地方税法で規定する公害防止設備、また浸水防止設備、ノンフロン製品について平成26年4月1日から一定の期限までに取得

されましたものに対して固定資産税の課税標準を減額する制度であります。この軽減の程度を一定の範囲内において条例で決定できるわがまち特例の制度が導入されたことに伴いまして、その割合を条例で規定する改正であります。この制度を受けるためには申告が必要となりますので、今後該当する資産が取得されましたら所有者からの申告で把握することとなると思います。

また、次に第10条の3の改正であります。これについては建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に一定の耐震改修が行われた場合、納税義務者の申告に基づき2年度分の固定資産税額を2分の1、あるいは改修費用の10分の5に相当する額の2分の1を減額する制度が今回創設されました。これに伴いまして申告の手続について条例で規定する改正であります。当市での対象家屋につきましては要安全確認計画記載建築物が1棟、そして要緊急安全確認大規模建築物、これが1棟、それぞれ1棟ずつございます。また、いずれにしてもこの制度を受けるには所有者の負担が伴うことから、該当するのは限られるものと考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第281号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第281号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第281号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第5 議案第282号平成26年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第282号平成26年度赤平市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億9,444万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。今般の補正の内容につきましては、本年2月3日に市民の交通を考える会より都市間高速バスの高速ふらの号について市内でも人口が多い地区であることや高齢化等を理由として、359名の署名をもって路線バスの文京停留所から乗降できるよう市長へ要望書が提出され、市いたしましたは文京地区を中心に豊丘、若木、豊里地区など周辺住民の利便の向上にもつながると判断し、本年2月26日以降市とバス事業者の間で協議を

進めてまいりましたが、本年6月1日から運行可能との回答をいただきましたので、これに関連する経費を補正するものであります。

最初に、歳入であります。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として14万9,000円の増額であります。今般の補正に伴う財源を補正するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目14市民生活費、節19負担金補助及び交付金として14万9,000円の増額であります。都市間バス停留所の設置に伴うバス車内での音声合成データ、運賃表示等の費用を市が負担するものであります。

以上、議案第282号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第282号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第282号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第282号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（若山武信君） 日程第6 報告第42号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第42号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分手項のうち、第3項の1件の金額が30万円未満の法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることに基づき、赤平市茂尻新町で発生いたしました交通事故の損害賠償額の決定及び和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

別添の専決処分書でご説明申し上げます。事故発生日時は、平成26年2月10日午後1時55分ごろでございます。事故発生場所は赤平市茂尻森町5丁目11番地先でございます。相手方は、赤平市茂尻新町在住の方でございます。

事故の状況でございますが、本市建設課臨時職員運転の本市の除雪ドーザーが市道新町4号通排雪作業中、作業車両後方に停車していた車両に気づかずバックしたところ、停車していた相手方車両前部に衝突したものでございます。

和解の内容でございますが、本件事故による相手方の損害額は13万9,954円とし、赤平市が10割の過失割合として示談したため、その全額を支払うこととしたものでございまして、和解の調った平成26年3月26日に専決処分を行ったものでございまして、この損害賠償金につきましては全国市有物件災害共済会により全額給付されるものとなっております。

なお、相手側の乗用車には運転手1名が乗車しておりましたものの大事には至りませんでした。連続して交通事故が発生いたしましたことから、特に不注意による交通事故の撲滅に向け運転業務の安全管理の徹底を図るとともに、事故の再発防止に努めてまいります。

以上、報告第42号につきましてご説明申し上げました。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第42号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第7 報告第43号専決処分の報告について、日程第8 報告第44号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第43号及び第44号につきまして一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ別添の専決処分書でご説明申し上げます。最初に、報告第43号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃14万6,700円を滞納しておりましたことから、平成26年2月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月8,000円ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、平成26年3月28日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成26年4月から1万2,000円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたものでございまして、平成26年3月28日に専決処分

したものでございます。

次に、報告第44号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃22万4,400円を滞納しておりましたことから、平成26年2月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方から毎月1万円の分割納付を希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、口頭弁論期日におきまして相手方が事実を争わなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づき、平成26年4月1日に滝川簡易裁判所より平成26年4月から毎月末日に限り2万円ずつ指定した口座に振り込む方法により支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を受けたもので、この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成26年4月1日に専決処分したものでございます。

以上、報告第43号及び報告第44号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第43号、第44号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年赤平市議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午前10時27分 閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)